

○豊田市上下水道局契約規程

昭和40年4月1日

水道局管理規程第10号

改正昭和54年8月28日水管規程第1号

平成4年12月21日水管規程第4号

平成13年3月30日水管規程第1号

令和3年3月31日水管規程第2号

(豊田市契約規則の準用)

第1条 豊田市上下水道局が売買、貸借、請負その他の契約を結ぶ場合においては、法令又は条例に特別の定めがある場合を除き、豊田市契約規則（昭和39年規則第28号）の各相当規定を準用する。この場合において、同規則の規定中「市長」とあるのは、「事業管理者」と読み替えるものとする。

(様式の作成に関する特例)

第2条 事業管理者は、事務の性質上、豊田市契約規則の定める様式により難しいと認めるときは、前条の規定にかかわらず、別に様式を定めることができるものとする。